

教第87号議案

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることについての協議の申入れを行う件

地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長に対して行う申入れの内容を別紙のとおり決定する。

平成31年3月1日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

教 委 総 第 号
平 成 31 年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神 戸 市 教 育 委 員 会
教 育 長 長 田 淳

「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることについての協議」について（申入れ）

みだしの協議について、下記のとおり申入れます。

記

1. 協議内容

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを市民参画推進局長及び文化交流部の職員に補助執行させる。

- (1) 生涯学習の振興に関すること。
- (2) 生涯学習支援センターにおける指定管理者の指定、管理運営及び事業に関すること。

2. 協議理由

本市の組織改正のため。

3. 実施期日

平成 31 年 4 月 1 日

平成31年度 教育委員会事務局の組織改正案について

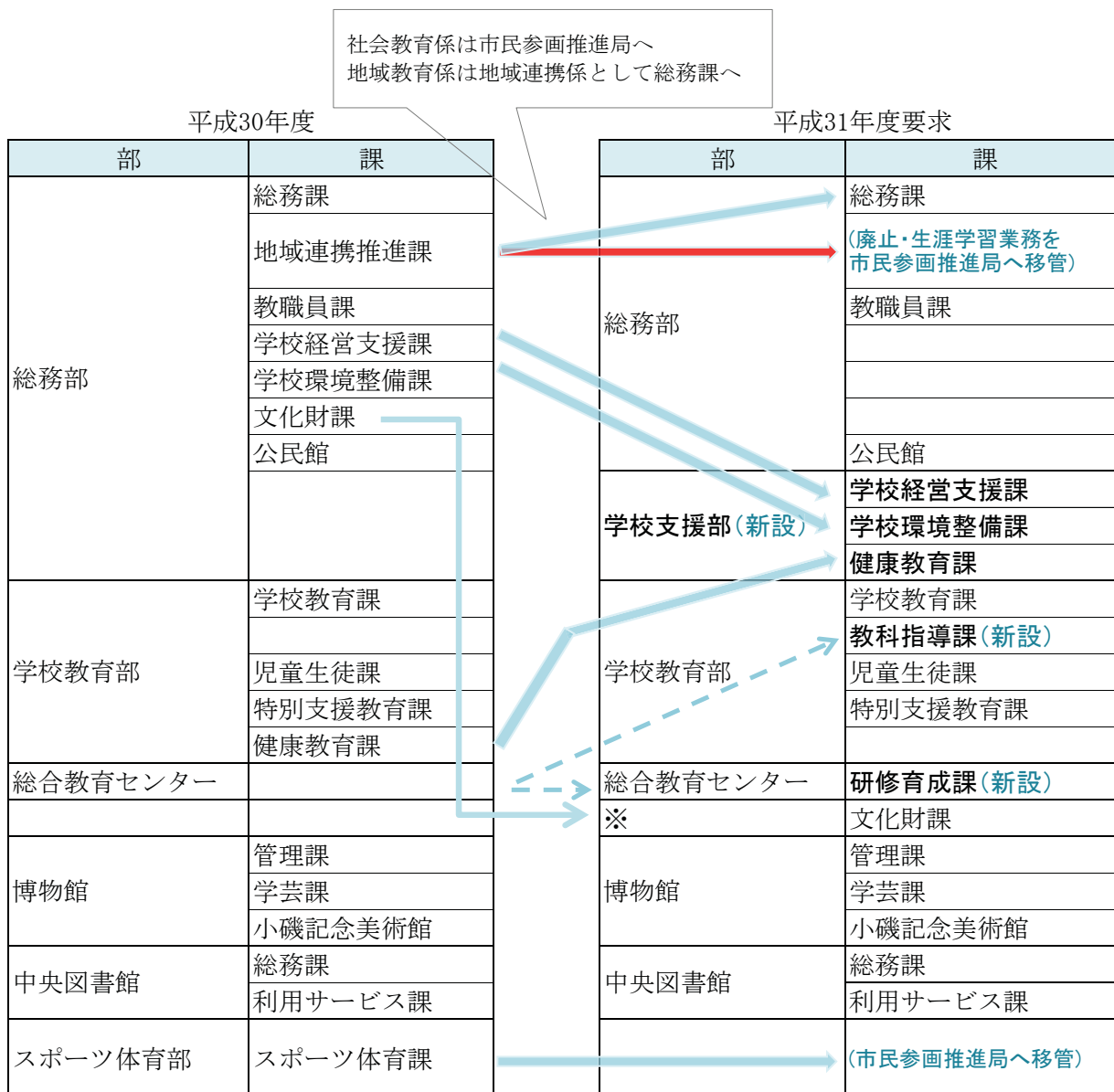
教育大綱に掲げる教育現場の課題の解決に向けた取組みを強化するとともに、有識者会議の報告を受けて組織風土改革を進めていくために、次のとおり組織改正を行う。

◇学校教育の充実

- ①学校運営支援の強化をはかるため、学校経営支援課、学校環境整備課及び健康教育課からなる学校支援部を新設
- ②学力向上の取組を強化するため、学校教育部に教科指導課を新設
- ③教科指導課の新設及びスポーツ体育課の市民参画推進局への移管に伴い、教科としての体育を教科指導課へ移管、部活動を児童生徒課へ移管

◇効率的な執行体制の実現

- ④市民スポーツにかかる業務及び生涯学習にかかる業務を市民参画推進局へ移管



※次長直轄の所属